時事新報

生絲需用將來の望み（前號の續き）

世界中一箇年間蠶絲の生產額果して幾何あるべきや詳細の事は知る可らずと雖も佛國里昂蠶絲共會の報告に據れば其額九百萬基內外にして平均日本產の斤數一千五百萬斤(百六十匁一斤)以上ならんと云へり尤も此中にて日本支那の兩國はその輸出額を以て直ちに生產額と看做したる由なれば若しも此兩國が自國に作りて自國に用ゆる其額面をも合はせたらんには世界中蠶絲の生產は非常の數に上るべきあれども日本と云ひ支那と云ひ統計の材料不完全なるが故に其儘にして爰に千八百八十年より同四年に至る世界中每年生絲の產出額を揭ること左の如し

千八百八十年	一〇、五五四、三五〇基
同　八十一年	九、四七〇、三七〇基
同　八十二年	九、三九八、〇〇〇基
同　八十三年	一〇、〇四八、〇〇〇基
同　八十四年	九、三一五、〇〇〇基
五年間平均	九、七五七、八一〇基

斯の如く方今世界の生絲生產額は一箇年大數九百萬基より一千萬基の間を往來するものとして其平均の相場は一基凡を六十法內外なり此價格は十九世紀の第一年即ち千八百一年より引續き今日に至る八十餘年の其間歐洲の市場に持ち續き、前後相比して變動れ無かりし事例は既に前號の紙上に記したる如くなるが偖て又八十年の同じ歲月に世界中の生絲年々の生產額、取分け歐米にて消費したる其全額は統計に乏しくして詳らかなるを知る能はずと雖も之を算用するに又一法あり即ち日本支那より西洋に生絲の輸出を始めたる其以前と以後とを比較せば粗ぼ割合を探り得んかと思はるゝが故に既往五年の成迹に就て之を見れば

	日本輸出額	支那輸出額
千八百八十年	一、一四五、〇〇〇基	四、五八八、〇〇〇基
同　八十一年	一、〇九〇、〇〇〇	三、四二八、〇〇〇
同　八十二年	一、四三六、六〇〇	三、四五四、〇〇〇
同　八十三年	一、五五五、〇〇〇	三、〇二一、〇〇〇
同　八十四年	一、四八四、〇〇〇	三、三七三、〇〇〇

但し此輸出れ額面は日本に在りては橫濱の一港、支那に在りては上海廣東の二港より出でたるものゝみを算用したり其他日支兩國の諸港中亦生絲を輸出するの所無きに非ずと雖も此等は孰れも僅少れ額にして取て論ずるに足らざれば先づ前記の額面を以て假りに右兩國れ總輸出額を表するものとして之を全世界の產出額に比較するに

	日支兩國輸出總計	全世界產額百分の比例
千八百八十年	五、七三三、〇〇〇基	五割四分三厘
同　八十一年	四、五一八、〇〇〇	四割七分七厘
同　八十二年	四、八九〇、〇〇〇	五割二分
同　八十三年	四、五七六、〇〇〇	四割五分五厘
同　八十四年	四、八五七、〇〇〇	五割二分一厘

右の如く今日の形狀に於て日支兩國生絲の輸出は殆んど全世界の產額の半ばを占むる勢にまで此外に伊太利佛蘭西墺地利その他歐洲の諸國亦多少の生產無きに非ずと雖も日支兩國の產額に比して少なきは言はずして明なり然るに支那が公然と其海外の貿易を開きたるは今を距る四十餘年即ち道光二十年前後にして之より先き[illegible]は多少の貿易は有りしと云ふものゝ要するに[illegible]の類多くして英國人が阿片烟を齎したる如[illegible]のみならず又日本の開國は嘉永年度にして此れも今日まで其星霜僅かに三十年に足らずまてその以前には日本と支那との貿易取引も先づ絕無れ[illegible]つて生絲貿易の一事も其今日を致したるは全く此四十年來の成迹なりと云はざる可らず尤も支那に於ては日本と違ひ道光開國の以前より早く既に生絲を海外に輸出したりと云ふ由なれども何數く法網を潛りての商法あれば其取引れ微々たる事亦想ふべきなり斯る次第なれば日支貿易の開けて以來西洋市場生絲の供給は此四十年間に凡そ其數を二倍にまさる割合にて、若し世の論者の言の如く生絲の價格が年々ろの產額の增加に應じて下落するの恐れ有りとせば歐洲の生絲相場は同じく此四十年間に以前の半ばに下落し例へば千八百四十年に一基六十八法のものあらば千八百八十年には三十四法に引下がりて當然の筈なれども實際は少しも然らずして更に借ほ八十年以前と同一の價格を維持するは如何なる故ぞや是れ西洋市場生絲の需要がその人口の繁殖、民富の增加と與に共に進捗して其間に生絲產額の供給過溢を感ぜざりし明白の證據に非ずや又日本支那れ事は別として十九世紀の當初より引續き今日に至るまで他の世界の養蠶地に於ても其產額は日支同樣に增加したるまとあらん歐洲に於ては伊太利佛蘭西西班牙を始めとし墺地利匈牙利瑞西アルジェリーの諸國又東方諸邦に至りてはアドリヤノプル、シシリー或は希臘等中央亞細亞れ國々より東印度カルコッタの邊に至るまで其養蠶の業に着目し始めたるは漸く四五十年以來れ事にして獨り此諸國の產出額を論ずるも現世紀の始めと今日とにては必ず非常れ增加を來したるに相違無からん故に之を聚め彼れを合いせて殆々既往八十年間れ生絲產額を計算まさふば二倍は愚ろか三倍又四倍の增加あらんも知る可らずと雖も數の上の考へは兎角臆測勝ちにして時に誤りも有るものなれば我輩は直ちに之を取て本論の資けと爲すを望まず唯前條々の事實を證して今後將來西洋の文明進み民富增して併せて人口の繁殖已まずとすれば生絲れ需要は相變らず增鴻して其價格を維持するに屈强あるのみり尙は更に多額の產出と要すべしとの論素と作ふんと欲するあきども中には之きに又疑念を挾ぶ既往八十年の事は兎も角も今日の處に於ては歐米生絲の需要は既に已に滿盈に達したるの勢ありて今後の成行き或は唯斂くる一方のみならんと言ふ人の有ふんも知れずと雖も我輩は更に後號の紙上に於て獨りその疑ひの無用あるのみならず將來の市場は既往の八十年に比して幾層か上級の望みある次第を陳じ以て杞憂者にろの安心を與へんと欲するもれあり

（未完）

官報

○十九年東京府虎列剌（一昨日の續）

○○○○

豫防法施行　東京府下各區及四宿並に昨十八年該病の發生せし各地に下水の浚渫を命じ其疏通を妨ぐべき場所及破損の箇所は或は之に修理を加へ或は新に溝渠を開き或は既設の溝渠を埋塞せしめて其疏通清潔を督促し芥溜便所の如きも汚物糞汁等浸出浸漏の虞あるものは適當の修理を加へしめ其掃除負擔者及掃除營業人に命じて每日若しくは二三日每に必ず消掃を爲さしむ又井側及其周圍破損して汚水浸漏の虞あるものは之に修理を加へしめたり

居宅內外の掃除清潔を督勵し牛馬小屋牛乳搾取場獸皮魚油等の製造場屠場魚市場青物市場等には一層之に注意を加へしむ又溝渠の汚水魚腸を洗ひたる水等不潔汚穢の水は總て街路等の撒水に使用するを許さゞるの成規あるも尙ほ心得違のもの無之樣一層視察を加へたり

飮食物攝生方及消潔方に就ては論達を發したりしも尙ほ貧民群居不潔陋穢の各戶には注意方懇篤說諭を加へ又未熟の果物不良の飮食物販賣に際し視察上一層注意を加へたり

害蟲は病毒傳播の媒介なる不少により直に食用に供すべき販賣飮食物に[illegible]蒼蠅を防ぎしめ以て其蠅集を防ぎたり

京都大阪兩府下及兵庫縣下等虎列剌流行地より來る船舶に對し水上警察署に於て船舶檢查規則を實施せしめ長濱消毒所の檢查證を有せざるものは[illegible]上陸及他船との交通を止め直に該所に回航せしめたり其後[illegible]に於て[illegible]虎列剌發生其他の府縣に於ても該病の流行危險[illegible]品川大森の三停車場及大井村羽田村の二箇所に警部[illegible]及巡査を派し陸上檢疫所を設けて行旅人を鑑察し又品川沖第二[illegible]に海上檢疫所を設けて入港船舶を檢查せり

旅人宿及[illegible]虎列剌流行地より投宿する旅客には健康上一層視察を加へしめ旅客其他の宿泊人と雖も吐瀉を發したる者あるときは其外出を停め直に警察署派出所又は巡行巡査に屆出を爲さしめたり又飮食物の販用室內の清潔は勿論表裏等不潔汚穢のものを供せざる樣一層注意を加へしめ便所其他不潔に屬り易き場所へは時々石炭酸水を撒布せしめたり

劇場寄席會席等多人數群集の場所には殊に室內空氣の流通清潔及便所の掃除豫防等に注意を加へしめ八月十一日より說諭を以て劇場の開場を停め又同日より祭禮に山車踊屋臺等を引出だすを禁止せり

上水水路は常に數名の巡査を派して其取締を爲さしめたるも仍ほ水路沿村落等に對し豫防上嚴重視察を加へんがため更に巡査を增派して嚴密取締を爲せり

水質不良の虞ある井水は之に試驗を施したる上其實況により或は之に埋沒を命じ或は井側に修理を加へしむ又飮水の不良により患者續發の虞ある場所には其飯用を禁し區役所より上水を給與せしめたり開業醫に命じ吐瀉病者を診察したるときは直ちに警察署派出所巡行巡査若くは戶長役場に屆出さしめ其屆出を審案し虎列剌の疑あるものは時宜により檢疫醫をして之を診斷せしめたり

地主差配人等に命じ吐瀉患者にして醫療を受けざる者及醫療を受くるも虎列剌に疑ある者を警察署派出所巡行巡査若くは戶長役場に便宜密告せしむ又衞行探偵を出して隱匿の弊窮に視察を加へ苟も虎列剌の疑ある者は之に前項の手續を施したり

區部には各一名の豫備檢疫醫ありて檢疫に從事せしむると雖本年の如く多數の患者を出せる日に在りては到底其用を遂し難く隨て豫防上時機を失する處顧る不少に由り檢疫事務繁劇の警察署には更に臨時雇檢疫醫一名若しくは二名を派して檢疫に關する諸般の事務を執行せしめたり

檢疫醫の診斷に由り虎列剌にあらざると判明せしものと雖其病症吐瀉又は暴瀉するも貧困にして治療を受くるの資力なき者は東京府より豫て地主差配人に交附し置たる施療券を投付以て之れが醫療を爲さしめたり

致命病症の如何を問はず死亡の屆出あるときは郡區役所戶長役場より吏員を派して之を檢按し苟も虎列剌に疑ひあるものは之を警察署に報告せしむ然るときは該署に於て直に檢疫醫を派し之を檢按せしめたり

患者は該家の廣狹貧富職業及家族の多少其治療の適否等に由り自宅療養に差支の虞なく且病毒を傳播せしむるの虞なしと認めたるものを除くの外は患者及其家族に說諭を加へ直に之を避病院に送り以て其傳播を豫防せり

病家の家族同居人看病のため該家に到りたる者患者と同一の厠圊を共用したる者等病毒潛伏の虞ありと看認めたるものは五日乃至一週間其生計上諸般の用向を遂せしめ其貧困者に係るは飯食を給與したり

自宅に於て交通を遮斷し巡査をして其取締を爲さしめ又小便を附して前項の場合に際し家屋狹小密接して不潔を極め若くは多人數群居する等最も傳播の虞ありと認めたるものは所轄警察署に於て適當の所に隔離所を定め五日乃至一週間之を該所に隔離し巡査をして之が取締を爲さしむる等前項の手續を施せり

自宅療養の場合に在りては其治療中交通遮斷の手續を爲すは勿論排泄物汚染物の處置等豫防消毒上取締向に嚴重の視察を加へ患者輕快に赴くときは其吐瀉全く止みたる日より起算し滿五日の後消毒法を施行して遮斷解放の手續を爲す又患者死亡のときは直に消毒處分を施したる上更に其家族等を遮斷の手續に屬したり

遮斷隔離中は檢疫醫をして時々遮斷隔離者を診斷せしめ其期限經過の後は更に診斷を施し其健康を證めたる上之を解放したり

病家又は其近隣に現在する販賣飮食物にして病毒附着の虞あるものは悉皆之を買上て燒却を爲せり

患者死體及排泄物の運搬には必ず巡査を附添へしめ途上の取締を爲さしむると雖仍ほ成るべく交通繁劇の街路を避けしむるがため其運搬途次を定めたり

檢疫に從事せし巡査等は其執行濟歸署の上直に浴湯し衣服には消毒法を施し草鞋は之を燒却せしめたり

患者死體及排泄物等取片付運搬に使用せし人夫は運搬先に於て身體に浴湯し着衣に消毒法を施し草鞋を燒却せしめたる後之を解放せり又火葬場及排泄物燒却場に使役する死體排泄物取扱燒却人夫は其場外に出るに先ち必ず浴湯更衣を爲さしめたり

○○○○

消毒法施行　患者の上りたる厠圊其他吐瀉物を投棄し若くは其疑ある便所にして苟も病毒浸潤の虞ある者は五百倍昇汞水を投入し(殆と其尿と同量)之を攪動したる上糞壺竝に其周圍の土(周圍竝に下部共五寸乃至二尺)を堀除し又便所內踏板等病毒附着の虞あるものは之を取毀ちて共に燒却に屬し其他の場所は五十倍石炭酸水を以て充分に之を洗淨せり但し糞壺堀除の後には三十倍昇汞化石灰水を以て殘り地穴等にして汚水を出すに於ては粉末の鹽化石灰を充分に撒布せり

同上便所の糞壺嗚滿等にして全く浸漏の虞なきものは糞尿竝に周邊不潔の土を消毒除却の手續に附したる後更に昇汞水を以て充分糞壺を洗淨し該水も亦併せて燒却の手續に屬したり但し其壺には五十倍石炭酸水を充分に灌注し一週間其使用を禁止せり

患者の衣服寢衣便器其他病中使用したる物品及室內疊其他病人の衣服等病者に直接したる物品にして消毒に堪へざるものは悉皆之を燒却し其消毒に堪ゆるものは之を消毒所に送附して其手續を施さしめたり

又疾內下た流し或は板間或は椽側或は階段等にして病毒附着し又は其虞あるものは實況に從ひ或は之を取毀ちて燒却を爲し或は五十倍石炭酸水を以て充分に洗淨せり

患者の起臥したる室は勿論之に隣接したる各室共紙を以て目塗を閉鎖し室內の器具は之を懸空等に宜せ掛け硫黃燻蒸法を施し或は噴霧器を用して隙間なき樣にしたる上四坪に付き硫黃三百匁の割合を以て六時間燻蒸を行へり

患者の起臥したる室に疊の敷設なく牀床板上に莚席及茣蓙を敷く者は之を燒却し其板下床下の土とも燒却の手續に屬し其近へは充分に鹽化石灰水を撒布せり

死體は強石炭酸水を浸したる布片を以て其肛門を栓塞する等充分の消毒法を施したる上棺槨若くは粗棺にして其周圍に鹽化石灰を敷き充したる棺槨に收め其遺族に說諭を加へて可成之を火葬に屬せり

外國人の死體は其領事館に屬し許可を以て北豐島郡下谷村共葬地內に特別に定めたる區域內に之を埋葬せしめたり但し埋葬に際し必ず巡査を差出し其取締を爲さしめ更に警部若くは警部補の內一名を立會はしめ嚴密に指揮

起業立志之金鑰

西洋綴美本全一冊定價金卅錢郵稅共
特別廉價金廿錢
日本橋區箱崎町二丁目一番地　日新堂

近火の節は早速御見舞被下候處混雜の際御名前伺洩しも可有之に付御紙上を以て御禮申上置候
日本橋區伊勢町六番地
齒科醫　倉成楨治